

福祉事業規程の協議事項について

共済組合が行っている福祉事業については、その実施の内容等について運営規則又はその細則（貸付規程等）により定められているが、これらの規程の制定、変更等については総て財務大臣との協議が必要であるとされてきたところ、今後財務大臣への協議を行なうべき事項は下記のものに限ることとし、下記以外の事については、報告をもって足りるものとしたから通知する。

記

1 貸付事業

- (1) 貸付の種類
- (2) 貸付期間及び最高限度額
- (3) 借受人の資格及び貸付の制限
- (4) 連帯保証人、抵当権又は質権の設定
- (5) 貸付金の弁済及び利率
- (6) 貸付金の処理方法（原票の整備等）

2 保健事業

- (1) 保健事業の種類
- (2) 保健施設（1年未満の契約施設を除く。以下同じ。）の管理運営の方式
- (3) 保健施設の名称及び所在地
- (4) 利用者の資格及び利用料金（基準的な最低又は最高の料金とし、個々の施設ごとの料金は省略できるものとする。）並びに利用料金の徴収方法
- (5) 利用期間その他利用上の制限

3 物資事業

- (1) 物資事業の種類
- (2) 物資販売の種類（直営販売、受託販売、店頭販売等）
- (3) 販売価格決定の方式、月賦期間及び金額
- (4) 物資購入者の資格、購入額の制限及び利用停止に関する事項並びに連帯保証人
- (5) 物資代金の徴収及び売掛金の処理方法

4 医療事業

- (1) 診療所等の管理運営の方式
- (2) 診療所等の所在地及び名称
- (3) 受診者の資格及び診療報酬の一点単価
- (4) 診療の範囲及び診療費用の徴収方法

5 宿泊事業

- (1) 宿泊所、保養所等（一年未満の契約施設を除く。以下同じ。）の管理運営の方式
- (2) 宿泊所、保養所等の名称及び所在地
- (3) 利用者の資格及び利用料金（基準的な最低及び最高の料金とし、個々の施設ごとの金は省略できるものとする。）並びに利用料金の徴収方法
- (4) 利用期間その他利用上の制限

6 貯金事業

- (1) 貯金の種類
- (2) 貯金者の資格及び貯金の制限
- (3) 組合の免責、権利の消滅及び譲渡等の禁止
- (4) 貯金契約の変更又は解約
- (5) 貯金の払い戻し及び貯金利息
- (6) 貯金の処理方法

7 不動産貸付又は分譲の事業

- (1) 不動産貸付又は分譲契約の基本的内容（賃貸料又は分譲代金のとりきめ、公課金又は火災保険料の取扱、不動産の保存登記、所有権の移転等）
- (2) 不動産貸付又は分譲の対象者及びその資格要件又は貸付等の制限
- (附記) 福祉事業を行うについて、まだ規程の制定をしていないもの及び規程の制定はしているが上記各号の事項についての規定が置かれていないものについては、昭和37年度中に整備するよう努められたい。